



福島医発第 1129 号 (総)
平成 30 年 7 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本件は、国連事務総長より麻薬に関する単一条約また、向精神薬に関する条約、の 2 つの国際条約に基づき、計 11 物質の対応が通知されたことにより、国内においても国内法令を改正し、下記物質及びその塩類を新たに麻薬等に指定されたことを周知するものです。

研究者等が、今般麻薬等に指定される物質を取り扱う場合には、麻薬研究者等の免許取得が必要であるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を遵守しなければなりません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

記

〈新たに麻薬に指定〉

- ①N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド
(通称：AB-CHMINACA)
- ②N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド (通称：AB-PINACA)
- ③N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルアクリルアミド
(通称：Acrylfentanyl, Acryloylfentanyl)
- ④N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルテトラヒドロフラン—2—カルボキサミド

- (通称：THF-F, THF-fentanyl, Tetrahydrofuranlyl fentanyl)
- ⑤N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルフラン—2—カルボキサミド (通称：Furanlylfentanyl)
- ⑥1—(4—フルオロフェニル) プロパン—2—アミン (通称：4-FA, 4FMP, 4-Fluoroamphetamine, *p*-Fluoroamphetamine)
- ⑦N—(4—フルオロフェニル)—2—メチル—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) プロパンアミド
(通称：4-FIBF, *p*-FIBF, 4-Fluoroisobutyryl fentanyl)
- ⑧N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) アセトアミド (通称：Ocfentanil, A-3217)
- ⑨(1—ペンチル—1H—インドール—3—イル) (2, 2, 3, 3—テトラメチルシクロプロパン—1—イル) メタノン (通称：UR-144)
- ⑩メチル=1—フェネチル—4—(N—フェニルプロパンアミド) ピペリジン—4—カルボキシラート
(通称：Carfentanil, Carfentanyl, 4-Carbomethoxyfentanyl)
- ⑪メチル=2—[1—(5—フルオロペンチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート
(通称：5F-ADB, 5F-MDMB-PINACA, MDMB2201 indazole analog)

以上

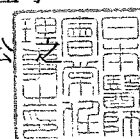
(地 99)

平成 3 0 年 7 月 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より都道府県知事等に対し、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）」の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、麻薬に関する2つの国際条約に基づき、国連事務総長による計11物質に対する対応が通告されたことより、国内においても下記物質及びその塩類を新たに麻薬として指定されたことを周知するものであります。研究者等が、今般麻薬に指定された物質を取り扱う場合には、麻薬研究者等の免許取得が必要であるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を遵守しなければならないことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに麻薬に指定>

- ① N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド (通称：AB-CHMINACA)
- ② N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド (通称：AB-PINACA)



- ③ N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルアクリルアミド (通称 : Acrylfentanyl, Acryloylfentanyl)
- ④ N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルテトラヒドロフラン—2—カルボキサミド (通称 : THF-F, THF-fentanyl, Tetrahydrofuryl fentanyl)
- ⑤ N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニルフラン—2—カルボキサミド (通称 : Furanylfentanyl)
- ⑥ 1—(4—フルオロフェニル) プロパン—2—アミン (通称 : 4-FA, 4FMP, 4-Fluoroamphetamine, *p*-Fluoroamphetamine)
- ⑦ N—(4—フルオロフェニル)—2—メチル—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) プロパンアミド (通称 : 4-FIBF, *p*-FIBF, 4-Fluoroisobutyl fentanyl)
- ⑧ N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) アセトアミド (通称 : Ocfentanil, A-3217)
- ⑨ (1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル) (2, 2, 3, 3—テトラメチルシクロプロパン—1—イル) メタノン (通称 : UR-144)
- ⑩ メチル=1—フェネチル—4—(N—フェニルプロパンアミド) ピペリジン—4—カルボキシレート (通称 : Carfentanil, Carfentanyl, 4-Carbomethoxyfentanyl)
- ⑪ メチル=2—[1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート (通称 : 5F-ADB, 5F-MDMB-PINACA, MDMB2201 indazole analog)

以上

薬生監麻発 0620 第 3 号

平成 30 年 6 月 20 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本年 6 月 20 日付け、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 187 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、内容を御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮されるようお願い申し上げます。

薬生発0621第2号
平成30年6月21日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本年6月20日付けで麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第187号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般、国連事務総長より1961年の麻薬に関する単一条約（昭和50年条約第22号）第3条第7項の規定に基づき下記5物質を附表Ⅰに、下記1物質を附表Ⅰ及びⅣに、また向精神薬に関する条約（平成2年条約第7号）第2条第7項の規定に基づき下記5物質を附表Ⅱに、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

そのため、我が国でも、国内法令（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）等）を改正し、これらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものである。

第2 改正の内容

次の11物質を新たに麻薬に指定した。

- ①N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—
—（シクロヘキシルメチル）—1H—インダゾール—3—カルボキサ

ミド

- ② N—（1—アミノ—3—メチル—1—オキシブタン—2—イル）—
1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド
- ③ N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルアクリ
ルアミド
- ④ N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルテトラ
ヒドロフラン—2—カルボキサミド
- ⑤ N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルフラン
—2—カルボキサミド
- ⑥ 1—（4—フルオロフェニル）プロパン—2—アミン
- ⑦ N—（4—フルオロフェニル）—2—メチル—N—（1—フェネチル
ピペリジン—4—イル）プロパンアミド
- ⑧ N—（2—フルオロフェニル）—2—メトキシ—N—（1—フェネチ
ルピペリジン—4—イル）アセトアミド
- ⑨ （1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル）（2, 2, 3, 3—
テトラメチルシクロプロパン—1—イル）メタノン
- ⑩ メチル= 1—フェネチル—4—（N—フェニルプロパンアミド）ピペ
リジン—4—カルボキシラート
- ⑪ メチル= 2—[1—（5—フルオロペンチル）—1 H—インダゾール
—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート

※③④⑤⑦⑧：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰに追加

⑩：1961年の麻薬に関する単一条約の附表Ⅰ及びⅣに追加

①②⑥⑨⑪：向精神薬に関する条約の附表Ⅱに追加

第3 施行日

公布の日（平成30年6月20日）から起算して30日を経過した日（平成30年7月20日）から施行する。

第4 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにはあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）（1）及び（2）について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定

に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導すること。

(4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導すること。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導すること。

(5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

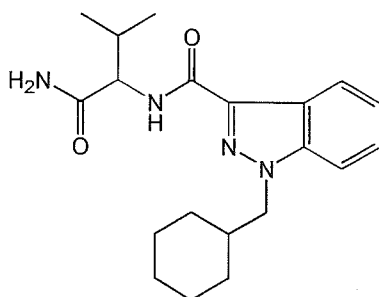
第5 物質の構造式等

1 麻薬

(1) 化学名：N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド

通 称：AB-CHMINACA

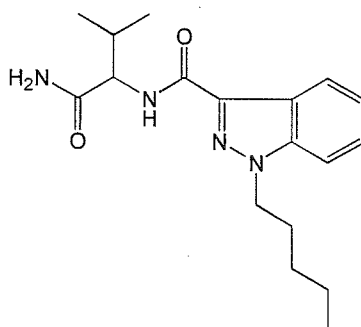
構 造：



(2) 化学名：N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1H—インダゾール—3—カルボキサミド

通 称：AB-PINACA

構 造：

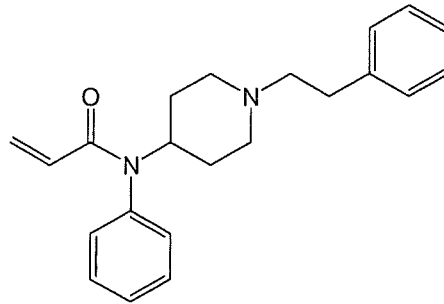


(3) 化学名：N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)—N—フェニ

ルアクリルアミド

通 称 : Acrylfentanyl, Acryloylfentanyl

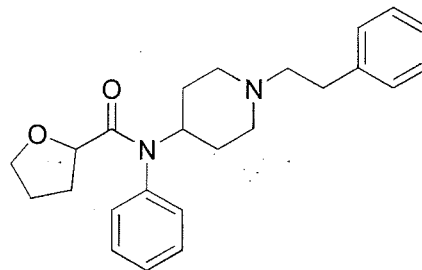
構 造 :



(4) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド

通 称 : THF-F, THF-fentanyl, Tetrahydrofuranyl fentanyl

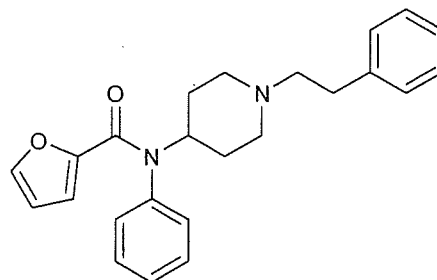
構 造 :



(5) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド

通 称 : Furanylfentanyl

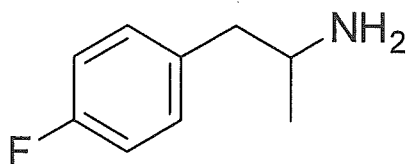
構 造 :



(6) 化学名 : 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン

通 称 : 4-FA, 4FMP, 4-Fluoroamphetamine, *p*-Fluoroamphetamine

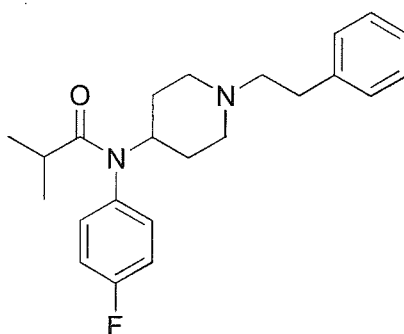
構 造 :



(7) 化学名：N—(4—フルオロフェニル)—2—メチル—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) プロパンアミド

通 称：4-FIBF, *p*-FIBF, 4-Fluoroisobutyryl fentanyl

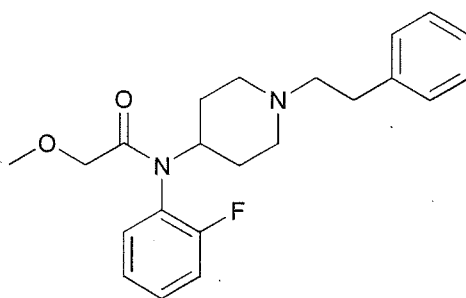
構 造：



(8) 化学名：N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル) アセトアミド

通 称：Ocfentanil, A-3217

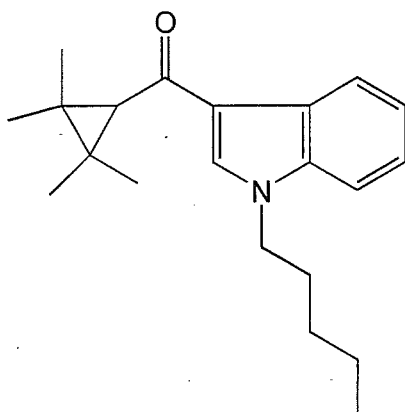
構 造：



(9) 化学名：(1—ペンチル—1H—インドール—3—イル) (2, 2, 3, 3—テトラメチルシクロプロパン—1—イル) メタノン

通 称：UR-144

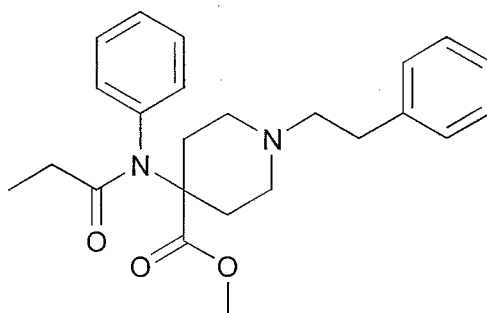
構 造:



- (10) 化学名：メチル＝1－フェネチル－4－（N－フェニルプロパンアミド）ピペリジン－4－カルボキシラート

通 称：Carfentanil, Carfentanyl, 4-Carbomethoxyfentanyl

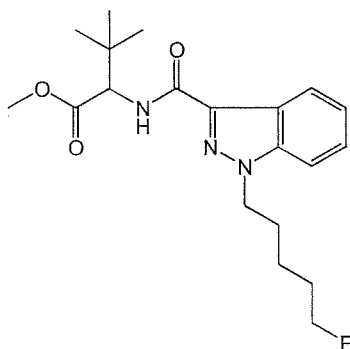
構 造:



- (11) 化学名：メチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート

通 称：5F-ADB, 5F-MDMB-PINACA, MDMB2201 indazole analog

構 造:



※麻薬として指定する物には上記物質1から物質11の塩類及びこれらを含む物を含む。

第6 その他

今回新たに麻薬に指定した上記麻薬 11 物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物として指定しているが、改正政令の施行に伴い、指定薬物の指定から外れ、指定薬物ではなくなるので御了知いただきたい。